

特定労務管理対象機関の指定について

(熊本赤十字病院、熊本大学病院)

熊本県健康福祉部

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする



質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置**の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理**の推進

タスクシフト/シェアの推進 (業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4～) **法改正で対応**

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		
B (救急医療等)			
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

医師の健康確保

面接指導

健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

特定労務管理対象機関の指定手続きについて

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法（以下、「新医療法」とする。）第113条等の規定により、**都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができる**とされている。

< 特定労務管理対象機関の種別 >

特定地域医療提供機関（B水準）	地域に必要な医療提供体制の確保のため、医療機関が必須とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務によりA水準（医療機関で診療に従事する勤務医の時間外労働の上限水準）を超えざるを得ない。
連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）	地域の医療提供体制を確保するために、医師の派遣を行う必要があり、副業・兼業先での労働時間を通算するとA水準を超えざるを得ない。
技能向上集中研修機関（C－1水準）	臨床研修または専門研修に関わる業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身につけるために、A水準を超えざるを得ない。
特定高度技能研修機関（C－2水準）	医籍登録後の臨床に従事した期間が6年目以降の者であって、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、指定された医療機関で、一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行うために、A水準を超えざるを得ない。

- また、新医療法第113条第5項により、**都道府県知事は特定労務管理対象機関の指定に当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない**こととされている。
- なお、**各圏域における当該病院の位置付け等を踏まえた議論が必要※**であることから、医療審議会での意見聴取の前に各圏域の医療関係者からも意見聴取を行うこととしており、本日の熊本・上益城地域医療構想調整会議では、指定申請のあった熊本赤十字病院（B水準）、熊本大学病院（連携B水準）の指定について御意見を伺うもの。

※『医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ(R2.12.22)』において、「…都道府県は都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等進めることによる将来の地域医療体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当である。（中略）。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。」とされている。

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

厚労省作成資料(一部県修正)

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

圏域毎の地域医療構想
調整会議にて意見聴取

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

R6. 1月予定

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

時短計画案
作成

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

特定労務管理対象機関の指定審査基準について①

B水準（特定地域医療提供機関） 熊本赤十字病院が申請

	指定審査基準	根拠法令等
1	三次救急医療機関	新医療法第113条第1項第1号
	二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ※指定を受ける前年1月～12月の実績を基本とする。	
	在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	新医療法第113条第1項第2号
	公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関、社会医療法人、地域医療拠点病院	医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間取りまとめ
	特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等	新医療法第113条第1項第3号
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。	—
3	労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	新医療法第113条第3項第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	新医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	新医療法第113条第3項第3号
6	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。	—

※ 上記のほか、特例水準の指定にあたっては医療機関勤務環境評価センターによる評価結果を踏まえることとされている。

特定労務管理対象機関の指定審査基準について②

連携B水準（連携型特定地域医療提供機関） 熊本大学病院が申請

	指定審査基準	根拠法令等
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 （例）大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの、社会医療法人	新医療法第118条第1項
2	3 6 協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。 ※個々の医療機関での時間外上限は年960時間まで。	—
3	労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。 派遣先（副業先）に対する労働時間短縮の要請が記載されている。	新医療法第113条第3項第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	新医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	新医療法第113条第3項第3号
6	医師の派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められ、連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。	—

※ 上記のほか、特例水準の指定にあたっては医療機関勤務環境評価センターによる評価結果を踏まえることとされている。

特定労務管理対象機関の指定審査基準について③

C-1水準(技能向上集中研修機関)

	指定審査基準	根拠法令等
1	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関（基幹型臨床研修病院／専門研修基幹施設、協力型臨床研修病院／専門研修連携施設、カリキュラム制における専門研修施設）	新医療法第119条第1項
2	研修の効率化（単に労働時間を短くすることではなく、十分な診療経験を得る機会を維持しつつ、カンファレンスや自己研鑽などを効果的に組み合わせるに当たり、マネジメントを十分に意識し、労働時間に対して最大の研修効果を上げること）を行ってもなお、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをする必要がある。	—
3	労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	新医療法第113条第3項第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	新医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	新医療法第113条第3項第3号
6	C-1水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がない。	—

※ 上記のほか、特例水準の指定にあたっては医療機関勤務環境評価センターによる評価結果を踏まえることとされている。

特定労務管理対象機関の指定審査基準について④

C-2水準（特定高度技能研修機関）

	指定審査基準	根拠法令等
1	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2水準の対象として審査組織が特定する技能（特定高度技能）を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有している。 （例）高度で長時間の手術等途中で医師が交代するのが困難、診療上、連続的に診療を同一医師が続けることが求められる分野	新医療法第120条第1項
2	3 6 協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。	—
3	労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	新医療法第113条第3項第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	新医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	新医療法第113条第3項第3号
6	C-2水準を適用しても、地域における高度な技術が必要とされる医療の提供体制に影響がなく、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的である。	—

※ 上記のほか、特例水準の指定にあたっては医療機関勤務環境評価センターによる評価結果を踏まえることとされている。